

# 愛知地方最低賃金審議会第 1 回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和 4 年 7 月 27 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階 愛知労働局北大会議室

出 席 者

( 公 益 代 表 委 員 ) 中山恵子委員、小野木委員、鈴木委員

( 労 働 者 代 表 委 員 ) 安藤委員、大脇委員、木戸委員

( 使 用 者 代 表 委 員 ) 梶原委員、澁谷委員、太箸委員

( 事 務 局 ) 伊勢労働基準部長、高橋賃金課長、服部主任賃金指導官、木村課長補佐、  
宮下賃金指導官、高橋賃金指導官、久保賃金調査員

- 議 題
- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
  - (2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程について
  - (3) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について
  - (4) 意見聴取に関する公示による意見について
  - (5) 令和 4 年度愛知県最低賃金の改正について
  - (6) その他

## 議 事

### ○高橋賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会第 1 回愛知県最低賃金専門部会開催に当たり事務局より御案内申し上げます。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、手指のアルコール消毒及び検温に御協力いただきありがとうございます。机上にはアクリル遮蔽板を設置しておりますが、水分補給時以外のマスク着用の徹底につき、御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

ただ今より、愛知地方最低賃金審議会第 1 回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、第 1 回の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきます。

なお、専門部会委員の皆様への辞令につきましては、机上にて配付させていただいておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料目次記載のNo.1 からNo.10、別綴りにてNo.11、No.12 を配付させていただいております。不足等はございませんでしょうか。

続きまして、専門部会の委員の御紹介をさせていただきます。本専門部会の委員名簿は資料のNo.1 としてお配りしており、全ての委員の方が本審の委員でもありますので、この名簿の配付をもって御紹介に代えさせていただきたく存じます。

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は委員 3 名全員が御出席、労働者代表委員

は3名全員が御出席、使用者代表委員は3名全員が御出席となっております。委員定数9名中9名全員が御出席され、また、公労使各委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

それでは議事に入らせていただきます。議題(1)「部会長及び部会長代理の選出について」です。部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する同法第24条第2項において、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されています。愛知地方最低賃金審議会におきましては、従来から公益委員の互選により選出された候補者について、承認による「選挙」を実施することが慣例となっております。今回もこの方法で進めさせていただきたいと存じますが、御承認いただけますでしょうか。

( 異議なし )

○高橋賃金指導官

よろしいでしょうか。それでは鈴木委員より公益委員の互選結果について御報告をお願いします。

○鈴木委員

部会長及び部会長代理について、公益委員の互選結果を報告いたします。  
部会長候補は中山恵子委員、部会長代理候補は小野木昌弘委員となりました。

○高橋賃金指導官

ただ今、部会長候補に中山恵子委員、部会長代理候補に小野木昌弘委員が互選された旨御報告がありました。両候補者につきまして、御承認いただけますでしょうか。

( 異議なし )

○高橋賃金指導官

よろしいですか。御承認による選挙により、本専門部会の部会長は中山恵子委員、部会長代理は小野木昌弘委員となりました。それでは部会長及び部会長代理の席に名札を置かせていただきます。

( 職名札設置 )

○高橋賃金指導官

それでは、中山恵子部会長より御挨拶を賜り、以降の議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願ひします。

○中山恵子部会長

部会長に任命されました中山です。皆様よろしくお願ひ申し上げます。本年は中央での審議が揉めておりますので、何とぞ皆様御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは議事に入らせていただきます。本日の議題(2)「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程について」でございます。事務局から説明をお願ひします。

○高橋賃金課長

それでは資料 No.2 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程(案)を御覧いただきしたいと思います。愛知県最低賃金専門部会につきましては、毎年審議の都度、委員の推薦公示を行った上で委員の選任を行い、最低賃金の改正決定が終わった段階で委員を解任していますので、専門部会運営規程についても、毎年御確認いただくことになっています。今回の具体的な変更内容ですが、既に御案内のとおり、議事録署名の廃止、テレビ会議システムを使用した出席を可能とする変更、本省が示す事務取扱手引の改正を受け、字句を修正、というものです。修正版の全文については、5 ページ目で御確認いただけます。

○中山恵子部会長

ただ今の説明に関しまして、御質問、御意見等はいかがでしょうか。

( 意見なし )

○中山恵子部会長

よろしいですか。では、御質問等もないようですので、改正案について、議決を行いたいと思います。委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

○中山恵子部会長

ありがとうございます、では、改正案のとおり改正し、本日より施行といたします。事務局は、改正後の愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程を配付してください。

( 運営規程配付 )

○中山恵子部会長

次に、議題(3)「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について」に入り

たいと思います。ここでは、本専門部会の公開、議事録の公開及び意見聴取についての確認をいたします。まず、本専門部会の公開についての御意見を伺います。先ほどの資料 2、専門部会運営規程第 6 条において、会議は原則として公開するとなっています。これまで当専門部会では、金額審議に係る率直な御意見を承るため、会議は非公開としてまいりました。本年度の取扱いについて、労使双方の皆様の御意見を伺いたいと思います。初めに、労働者側委員いかがでしょうか。

○大脇委員

従来どおりの取扱いで良いと思います。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。使用者側委員いかがですか。

○梶原委員

従来どおりの取扱いをお願いします。

○中山恵子部会長

では、労使双方の意見が非公開で一致しましたので、本専門部会については、非公開とさせていただきます。

続きまして、専門部会運営規程第 7 条第 2 項、議事録の公開についての御意見を伺います。こちらまで昨年度までは、議事録は非公開として、議事要旨のみを公開してまいりました。この点に関しまして、やはり労使双方の御意見を伺いたいと思います。労働者側委員いかがですか。

○大脇委員

こちらまで従来どおりで構わないと思います。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。では、使用者側委員いかがですか。

○梶原委員

これまでどおり議事要旨のみで良いかと思えます。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。では、労使双方の御意見が議事録非公開・議事要旨のみ公開で一致しましたので、本専門部会の議事録につきましては非公開とし、議事要旨のみを公開すること

とします。

次に、議題(4)「意見聴取に関する公示による意見について」に入ります。本日、事務局より資料説明として愛知県労働組合総連合議長他より提出された 15 件の意見書について報告をいただいておりますので、事務局から御説明ください。

#### ○高橋賃金課長

第 505 回本審において決定しました関係労使の意見聴取につき、本年 7 月 1 日から同月 22 日までの間、公示を行ったところ、15 件の申出がありました。同意見書写しについては本日の資料No.12 として、別綴り資料を配付させていただいております。既に、15 件の意見書については委員の皆様宛にお送りしており、御覧いただいているものと存じますので、読み上げは割愛させていただき、概略のみをお伝えいたします。

別綴りとしております資料No.12 の目次の次となる 1 ページ目を御覧ください。愛労連パート臨時労組連絡会より「愛知県の最低賃金を早期に 1500 円、最低でも今年も 1000 円以上への改正を求める意見書」が提出されております。愛知県最低賃金を早期に 1500 円に、最低でも今年も 1000 円以上に引き上げることを求める意見、「最低賃金の引き上げが住み続けられる街づくりにつながるよう、底上げによる公務員の地域手当格差の解消と、中小企業への財政支援を政府に要請することを求める意見」、「愛知県地方最低賃金審議会又は愛知県最低賃金専門部会で、非正規労働者の意見陳述の場を設けることを求める意見」等が記載されています。

2 つ目です。全日本建設交運一般労働組合愛知県本部より、「2022 年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。「最低賃金を早期に 1500 円まで引き上げることを求め、今年の最低賃金は 1000 円以上にすることを求める意見」、「審議会での意見陳述の場を設け意見陳述を実施し、審議会の公開を求める意見」等が記載されています。

3 つ目です。名古屋ふれあいユニオンより、「2022 年度愛知県地域最低賃金改定に関する意見書」が提出されております。「愛知県の最低賃金 1500 円を見据えた引き上げを求める意見」、「全国一律での最低賃金引き上げを求める意見」、「意見陳述の場を設けることを求める意見」、「中小企業への支援策の拡充を求める意見」等が記載されています。

4 つ目です。名古屋タクシー協会より「愛知県最低賃金の改正決定に係る意見書の提出について」と題した意見書が提出されております。「最低賃金引き上げ審議においては「エッセンシャルサービス」「エッセンシャルワーカー」の社会的評価に相応しい必要な支援策が一体的に行われることを求める意見」、「民間企業の懸命な努力と経営の下にタクシーが運行維持されていること及びタクシー事業の窮状に最大限の配慮しつつ慎重審議に努めることを切望する意見」等が記載されています。

5 つ目です。東三河労働組合総連合より「愛知県民を物価高騰から守るために、愛知県最低賃金を今年、1000 円以上に引き上げることを求める意見書」が提出されております。「最低賃金を今年 1000 円以上(月額 176,000 円)、早期に 1500 円(月額 264,000 円)に引き上げる

ことを求める意見」、「中小企業への政府としての力強い補助が必要であるとする意見」、「全国一律最低賃金制度の実現を求める意見」、「意見陳述と専門部会の公開を求める意見」等が記載されています。

6 つ目です。愛知県医療介護福祉労働組合連合会より「2022 年愛知県の最低賃金大幅引き上げを求める意見書」が提出されております。「今年は 1000 円以上、早期に 1500 円以上の答申を強く求める意見」、「全国一律最低賃金制度の実現を求める意見」、「非正規職員の声、医療・介護・福祉産業の低い賃金に置かれた職員の意見が集約されるよう当事者の意見陳述の場を要請する意見」、「愛知地方最低賃金専門部会を「公開」とされたい旨の意見」等が記載されています。

7 つ目です。全労連・全国一般労働組合愛知地方本部より「2022 年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。「8 時間働けば普通に暮らせる」ために最低賃金は 1500 円以上になることが必要で、少なくとも今年は 1000 円以上に引き上げることを求める意見」、「利用しやすく力強い財政支援拡充は不可欠であり、コロナ禍で利益の減少に苦しむ中小企業等に向け消費税減税・社会保険料の負担軽減などの支援策を求める意見」等が記載されています。

8 つ目です。全日本国立医療労働組合(全医労)愛知地区協議会より「愛知県最低賃金の引き上げに関する意見陳述について」と題した意見書が提出されております。「医療従事者の過酷な労働実態と社会的役割から考えれば、専門職と思えない低い賃金水準が離職を促し、看護師不足に拍車をかけているとの意見」、「医療産業従事労働者の 3 割以上が非正規雇用労働者となっており、全国一律 1500 円以上の早期実現なしに非正規雇用労働者の低賃金状態は改善されないとの意見」等が記載されています。

9 つ目です。愛知県労働組合総連合(愛労連)より「物価高騰から県民生活を守るため、今年、1000 円以上に～愛知県最低賃金の改正決定に関する意見書～」が提出されております。「今年は昨年の 3%を大きく上回る 4.7%、1000 円以上の引上げを要請する意見」、「今年の審議では「物価高騰」を重視されたい旨の意見」、「中小企業の法定福利費負担などに対する特別な財政措置を政府に要請することを、答申の附帯事項として明記されたい旨の意見」、「最賃に大きく影響される非正規労働者に審議会での意見陳述の場を設け、専門部会を公開されたいとの意見」等が記載されています。

10 番目です。北医療生活協同組合労働組合より「愛知県最低賃金の改正決定に関わる意見の申し出」と題した意見書が提出されております。「低賃金が恒常的な人手不足を招き離職者が続いている。最低賃金の大幅な引上げを求める意見」、「少なくとも 1000 円、早急に 1500 円以上となる答申をお願いする旨の意見」等が記載されています。

11 番目です。愛知県労働組合総連合女性協議会より「最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現を 2022 年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書」が提出されております。「中小企業に最低賃金引上げのための助成・援助措置を行い、賃金水準を引き上げることが重要であり、最低賃金は生計費原則に基づくものとし、女性が一人の人間として自立した生

活を営めるよう時給 1000 円に引き上げるとともに、時給 1500 円を目指すことを求める意見」、「男女賃金格差をはじめとするあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために最低賃金を大幅に引上げるべきとの意見」、「地域間格差是正のため、全国一律最低賃金制度を確立すべきとの意見」等が記載されています。

12 番目です。日本自治体労働組合総連合愛知県本部より「愛知県地域別最低賃金の改正に関する意見」と題した意見書が提出されております。「最低賃金は県内にいる自治体非正規労働者(会計年度任用職員)5万人の賃金水準を大きく左右するので、愛知の地域別最低賃金額を最低 1500 円に引上げることを求める意見」等が記載されています。

13 番目です。全労連・全国一般労働組合愛知地方本部名古屋地域支部、J M I T U 愛知地方本部愛知支部、障害者労働組合の連名で、「日本だけ賃金が上がらず、物価が高騰するおり、愛知県民・働く人々の生活の底支えのために最低賃金を将来的には 2000 円へ大幅に引き上げを求める意見書」が提出されております。「愛知県最低賃金を将来的に 2000 円に、まず早期に 1500 円、今年は最低限 1000 円以上に引き上げを求める意見」、「最低賃金の決定にあたっては労働者の生計費を基礎とすることを原則とし、最低賃金法第 9 条第 2 項に基づき「地域の労働者の生計費」と「地域の労働者の実際の賃金」を適正な根拠として判断することを求める意見」、「最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、中小企業への積極的な財政的助成措置を政府に要請するとともに地方自治体においての先行実施も実現することを求める意見」、「愛知県地方最低賃金審議会の構造と運営を抜本的に民主化し、愛知県最低賃金専門部会議事録及び専門部会を全面的に公開することを求める意見」、「愛知地方最低賃金審議会又は愛知県最低賃金専門部会で、青年、女性、非正規労働者から幅広い労働者県民の意見陳述を実現することを求める意見」等が記載されています。

14 番目です。愛労連・エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチームより、「ケア労働者にも影響を及ぼす最低賃金を 1500 円以上に引き上げを求める意見書」が提出されております。「介護職員や保育などで働くケア労働者は高度な専門性をもつ仕事でありながら低賃金であり最低賃金近傍で働いており、コロナ禍だからこそ最低賃金 1500 円引き上げを強く要請する意見」、「最低賃金を 1500 円にすれば多くの女性労働者の賃金格差の是正につながる」とする意見、「物価高騰から暮らしを守るために 1500 円、少なくとも今審議会では 1000 円に引上げるべきとする意見」、「『賃上げ税制』では、全体の 6 割となる赤字の法人や個人事業主は対象外となるため、コロナ禍で苦しむ中小企業に対する支援策を求める意見」等が記載されています。

15 番目です。全国福祉保育労働組合東海地方本部からは、「2022 年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」と題した意見書が提出されております。「福祉保育職場では賃金水準の低さと労働条件の厳しさから人材確保難は極めて深刻な状況となっており、月額 9000 円の処遇改善策では不十分とする意見」、「2022 年度の改定では政府が打ち出す加重平均 1000 円を超えるためにも愛知県の地域最低賃金を最低でも時間給 1000 円、人間らしく誰もが暮らし働けるように 1500 円以上の大幅な引き上げを求める意見」等が記載されています。

以上のとおり、特に審議会・専門部会における意見陳述の場を設けられたい旨の意見が申出されております。審議会における意見聴取の必要性等について御審議願えればと存じます。以上です。

○中山恵子部会長

ただ今、御説明がありました。意見書により意見陳述の要望が出されていて、概要を御説明いただいたわけですが、先ほどの資料2の専門部会運営規程第5条第3項では、専門部会は部会長が必要と認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聴くことができるとなっております。このことを踏まえ、御意見をお願いいたします。労働者側委員いかがですか。

○木戸委員

今年は、このようにまとめていただきましてありがとうございます。すべて目を通させていたいただいたところですが、我々連合愛知は、正規労働者ばかりの組合ではございませんので、非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広い意見を包括しながら対応させていただきたいと思っておりますので、労働者側としては、特段我々のバックアップのために意見陳述をしていただく必要性はないと考えております。

○中山恵子部会長

承知しました。では、使用者側委員いかがですか。

○梶原委員

使用者側から1件意見書が出ておりますが、こういった意見を踏まえて、我々で議論していきたいと考えております。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。本年は、意見聴取の必要なしということで労使の御意見が一致したとの解釈でよろしいでしょうか。では、当専門部会では意見聴取について、本年度は行わないことといたします。意見書の内容に係る事項につきましては、今後の審議の場で触れてまいりたいと思っておりますがよろしいですね。

( 異議なし )

○中山恵子部会長

続きまして、議題(5)「令和4年度愛知県最低賃金の改正について」に移ります。審議に入る前に事務局から本日の配付資料の御説明をお願いいたします。

○高橋賃金課長

会議次第とともに綴っています資料の通し番号 6 ページの資料No.3 を御覧下さい。こちらの資料は、昨年度の地域別最低賃金改定状況を都道府県別に掲載したものです。表の中段、赤線で囲っている箇所が愛知の改定状況です。縦の系列のほぼ中央のところで「引き上げ額」欄がございます。大部分の局が目安の金額どおりの 28 円の引き上げとなっておりますが、D ランクの秋田が 30 円、山形が 29 円、鳥取が 29 円、島根が 32 円、佐賀が 29 円、大分が 30 円の引上げ幅となっていることが御確認いただけるかと思えます。縦系列の右から 2 列目が採決状況となっております。ほぼ黒い状況ではありますが、茨城、埼玉、石川が全会一致となっております。

続いて、通し番号 7 ページの資料No.4 を御覧下さい。こちらは一例として、10月1日(土)を発効日とする例をカレンダー形式で記載しています。そのためには 8 月 5 日(金)、閉庁日を含めれば 8 月 7 日(日)までに答申要旨を公示する必要があるということが御理解いただけると思えます。次の通し番号 8 ページは、答申要旨の公示から発行までの流れのフローチャートとなっております。御参考までに御覧いただければと存じます。

通しページ番号 9 ページの資料No.5 を御覧下さい。こちらは、愛知県労働局労働福祉課が発表した、愛知県内の企業における 2022 年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果です。平均妥結額は 5,280 円、前年実績が 5,383 円ですので、比較で 103 円減少、平均賃上げ率は 1.69 パーセントと前年実績 1.65 パーセントでしたので、0.04 ポイント増加と記載されています。

通し番号 13 ページの資料No.6 を御覧下さい。こちらは、日本銀行名古屋支店が 7 月 7 日に発表した東海 3 県の金融経済動向です。総括判断は「東海 3 県の景気は持ち直しの動きが一服している。」とされています。

通しページ番号 19 ページの資料No.7 を御覧下さい。こちらは財務省東海財務局発表の県内経済情勢報告です。総括判断は「新型コロナウイルス感染症等の影響がみられるなか、不安定ながらも穏やかに回復している」とされています。個人消費に関しては「一部に弱さがあるものの、穏やかに持ち直している」、生産活動に関しては「供給面での制約等の影響がみられるなか、自動車関連を中心に回復の動きに一服感がみられる」、雇用情勢に関しては「感染症の影響がみられるものの穏やかに持ち直しつつある」とされています。

通し番号 23 ページの資料No.8 を御覧下さい。こちらは、愛知県民文化局統計課地域経済グループ発表のあいちの景気動向指数です。一致指数の基調判断は「景気動向指数(C I 一致指数)は改善を示している。」とされています。通し番号 40 ページに 2018 年 12 月からの各月の基調判断が記載されています。2022 年 2 月以降「景気動向指数(C I 一致指数)は改善を示している。」を継続しています。

通し番号 43 ページの資料No.8 を御覧下さい。愛知県民文化局県民生活部統計課物価・消費統計グループが発表した 2022 年 5 月分の名古屋市消費者物価指数です。令和 2 年(2020 年)を 100 とする総合指数は 102.0 となり、前年同月比で 2.6 パーセント上昇、生鮮食品を除く総合指数は 101.8 となり、前年同月比 2.2 パーセントの上昇とされています。

通し番号 44 ページには、名古屋市消費者物価指数中分類の表を掲載しています。左上の総合の欄の 2 段目に「持家の帰属家賃を除く総合」が記載されています。「持家の帰属家賃」とは、持世家帯が住んでいる住宅を借家だと仮定すれば、そのサービスに対し当然家賃を支払わなければならない、持家の住宅から得られるサービスに相当する価値を見積もり、これを住宅費用とみなした場合に支払われるであろう家賃を言うこととされています。これは国民経済計算(SNA)で求められる国内総生産(GDP)にも含まれているというものになります。この「持家の帰属家賃」を除いた総合では、総合指数は 102.3 となり、前年同月比 3.1 パーセントの上昇となっています。このページの下から 4 段目「エネルギー」を御覧下さい。指数は 121.8、前年同月比 20.0 パーセントとの上昇となっています。

通しページ番号 46 ページの資料No.10 を御覧下さい。最近の雇用情勢ということで、愛知労働局職業安定課が発表した最新のものです。有効求人倍率は 6 か月連続で上昇、新規求人倍率は 2 か月連続で上昇、正社員有効求人倍率は全国より 0.14 ポイント高くなっているとされ、基調判断は「有効求人倍率は 6 か月連続で上昇、持ち直しの動きが広がりつつあるが、引き続き注意する必要がある」とされています。

別綴りの資料No.11 は中央最低賃金審議会で配付された資料です。既にメール等でも御案内しておりますもので、時間の都合ですべては御説明できませんが、通し番号の 101,102 ページを御覧下さい。こちらには先ほど説明でも触れさせていただきました消費者物価指数についての説明が、101 ページに「総合」とはどういうものか、「生鮮食品を除く総合」とはどういうものか、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」とはどういうものか、「持ち家の帰属家賃を除く総合」とはどういったものかを御確認いただければと思います。102 ページは対前年同月比の消費者物価指数の推移をグラフで表したものです。名古屋市の数値は先ほど見ていただいたとおりです。

事務局からは以上です。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。何か御質問、御意見等はいかがですか。

( 意見なし )

○中山恵子部会長

ないようですので、それでは議題に関しまして、現時点における愛知県最低賃金の改正について、労働者・使用者側双方の基本的なお考えを伺えたらと思います。先に労働者側委員からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○大脇委員

特に資料はありませんが、メンバーも本審と同じなので本審の時に説明させていただいた資

料とその内容が主なものになります。そういった内容も含め、今お配りされている中央最低賃金審議会で配られている資料も、かなり物価等の話が出ておりますので、そこを見据えた形で、今回、今年について審議してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。続きまして、使用者側をお願いします。

○梶原委員

企業をめぐる経済情勢とか社会情勢は申し上げるまでもないという、大変厳しい状況が続いているところです。そういった中で、使用者側につきましては毎年ですけれども、春の賃上げの状況を注視しながら、社会情勢や経済状況を見ながら慎重に議論していきたいと考えています。いずれにしても、各種統計資料がございますので、そういったエビデンスに基づいてどうあるべきか、ということを議論できればと思っています。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

( 特になし )

○中山恵子部会長

よろしいでしょうか。本日は、本年度における愛知県最低賃金の改正審議に向けた労使双方からの基本的な御意見をいただきました。次回以降の専門部会におきましては、さらに具体的な審議に入っていく予定にしておりますので、何とぞ労使協力の下に円滑な審議がなされますよう、御協力賜りたいと存じております。

続きまして、最後の議題(6)「その他」でございます。委員の皆様方、何かよろしいですか。

( 特になし )

○中山恵子部会長

では、事務局からお願いします。

○服部主任賃金指導官

次回、第2回の専門部会の日程及び開催場所について、当初、7月29日(金)午後1時30分より外部会場の桜華会館にて開催と御案内しておりましたが、中央最低賃金審議会目安委員会の動向を踏まえまして、延期といたしました。変更後の日程については後日御連絡いたしますのでよろしくお願いします。

○中山恵子部会長

御質問等、よろしいですか。

( 特になし )

○中山恵子部会長

では、以上を持ちまして本日の専門部会は閉会とさせていただきます。お暑い中、御参集いただきましてありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。

(令和4年7月27)愛知地方最低賃金審議会第1回愛知県最低賃金専門部会 議事録